

(様式 2)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	松崎町

松崎町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 松崎町産業建設課
所 在 地 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301- 1
電 話 番 号 0558-42-3965
F A X 番 号 0558-42-3183
メールアドレス kensetsu@town.matsuzaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	松崎町内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農業者の被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目		被害数値	
			面積(a)	金額(千円)
イノシシ	果	樹	0.75	63
	野	菜	1.35	25
ニホンジカ	水	稲	4.99	21
	果	樹	12.75	563
	野	菜	4.35	625
ハクビシン	果	樹	0.50	35

(2) 被害の傾向

サル	ある程度の集団で出没し、短い期間で大きな被害を発生させる。防護柵設置などの被害対策が進み、令和6年度は農業者からの被害報告は無いが、自家消費分の農作物や林産物の被害は減少していないと考えられる。
イノシシ	防護柵設置などの被害対策が進み、農業者への被害は減少しているが、自家消費分の農作物や林産物の被害は減少していないと考えられる。被害は松崎町全域にわたり、住宅地でも目撃されている。
ニホンジカ	防護柵設置などの被害対策が進み、農業者への被害は減少しているが、自家消費分の農作物や林産物の被害は減少していないと考えられる。被害は松崎町全域にわたり、住宅地でも目撃されている。
ハクビシン アナグマなど	おもにスイカやトウモロコシの被害報告がある。ハクビシンかアナグマかまたはタヌキによる被害かどうかの判別が難しい。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
鳥獣の種類	面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	2.10	88	1.89	79
ニホンジカ	22.09	1,209	19.88	1,088
ハクビシン	0.50	35	0.45	32
合計	24.69	1,332	22.22	1,199

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	1. 賀茂猟友会松崎分会へ補助金交付 2. 鳥獣出没の連絡があった際には、猟友会に協力を依頼して捕獲を実施。 3. 猟友会員所有のわなによる捕獲 4. 町所有の箱わなによる捕獲 -町所有の箱わなの種類- ・大型箱わな(イシ・シ用) ・中型箱わな(サル用) ・小型箱わな(アグマ・ハクビシン用) 5. 猟友会員によるわなの管理と捕獲した際の処分 6. 松崎町野猿等対策協議会所有のわなによる捕獲 (わなは伊豆地域鳥獣対策協議会より借用分も含む) -協議会所有のわなの種類- ・大型箱わな(イシ・シ用) ・小型箱わな(アグマ・ハクビシン用) ・くくりわな	・捕獲許可基準を満たしているのは猟友会員以外いないに等しく、担い手不足の状態が続いている。 ・捕獲にあたる猟友会員の高齢化が進み、退会者はいるが、新規会員はほとんどいない。 ・新規狩猟免許取得者が狩猟税の高さや手続きの煩雑さから猟友会に所属せず、狩猟者登録をしないことが多いため、実質的な捕獲可能人数が増えず、狩猟文化や技術が継承されない。 ・猟銃等所持許可の取得や猟銃の所持に係る費用負担が大きいため、銃猟免許所持者が減少している。 ・捕獲した野生鳥獣を埋設する作業に多大な労力が掛かっている。 ・わなの老朽化が進み、修理や更新が必要になってきている。

	7. 捕獲報償金 ・サル、イノシシ、シカの捕獲について捕獲報奨金を支出する。 8. 狩猟免許新規取得者に対して、試験手数料の全額補助	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	1. 補助金の交付（農地及び林地を対象） 農林業者に対し侵入防止柵及び電気柵の原材料費及び加工費の 1/2 を補助。（限度額 15 万円）	・ 原材料価格の高騰による農業者の負担増加と意欲低下。 ・ 過疎による若年層の減少と担い手不足により農業者が減少している。定住者が高齢者のみで自家消費程度の耕作をしているところが多く、耕作自体を放棄する事例が増えている。 ・ 耕作面積が狭いため対策に応じた収入や収穫が見込めず、被害防止対策に対する意欲が低下。 ・ 田畑や住宅地周辺の草刈りを行い、鳥獣が潜みやすい場所を減らすよう指導をしているが、土地所有者が近隣に居住していなかったり、高齢者であったりで作業が進まない。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	1. 講師を招いた研修会の実施 2. 鳥獣被害対策に関するチラシの回覧	・ 防除が重要な鳥獣被害対策ではあるが、所有地の防除を行う前に捕獲を望む声の方が大きい。

(5) 今後の取組方針

松崎町で発生している鳥獣被害は、対策が進んだ農業者の鳥獣被害よりも、鳥獣被害対策が進んでいない自家消費分の農作物や林産物の被害が多い。自家消費分の被害量の把握は難しいが、野生鳥獣の目撃情報や、駆除狩りの依頼件数は減っておらず、依然として野生鳥獣による被害は発生している。

また、静岡県が実施したニホンジカの生息実態調査においても、生息頭数が減少したエリアもあれば増加しているエリアもあるため、正確な個体数の把握は難しいが、狩猟者や農業者からの情報を収集し、鳥獣被害対策研修会の実施や啓発チラシの作成及び配布を行い、引き続き鳥獣被害防止に対する意識作りを進める。

1. 被害地域住民に対する被害防止啓発活動や研修の実施

- ・緩衝帯の整備について
- ・電気柵、防護柵の設置について
- ・農作物残渣や生活ごみ等の適正な処理について

2. 狩猟免許の取得奨励

- ・町の補助金の活用等により狩猟免許の取得を奨励し、捕獲人員の増加に努める。

3. わなの普及促進

- ・現在所有している箱わなを増やし、安全で効果的な捕獲体制の構築を図る。

4. 野生鳥獣の生息範囲等の把握

- ・静岡県が実施したニホンジカの生息実態調査結果や、町民から寄せられた目撃情報や被害情報により、大きな被害が発生しそうな場所の把握に努め、収集した情報は、効率的な捕獲につながるよう猟友会に提供する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会との連携を密にし、効率的な捕獲を目指す。
猟友会と連携して新規狩猟免許取得者の捕獲技術向上に取り組む。
猟友会員以外の免許保有者に自衛のための捕獲を促す。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	- 被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。 - 新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。 - 被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。 - ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲や、国有林内での捕獲事業と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	- 被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。 - 新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。 - 被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。 - ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲や、国有林内での捕獲事業と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	- 被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。 - 新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。 - 被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。 - ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲や、国有林内での捕獲事業と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画をふまえ、適正な捕獲を推進する。農業者の被害は減少しても、自家消費分の農作物や林産物の被害の報告は多いため、引き続き捕獲圧をかけていく。イノシシやニホンジカの大型鳥獣の捕獲は賀茂猟友会松崎分会に依頼し、アナグマやハクビシン等中型鳥獣獣においては、鳥獣被害対策実施隊を中心として捕獲を含めた対応を検討していく。捕獲数は、近年の捕獲実績を勘案し、実際に捕獲可能な数値を上限として設定する。捕獲計画数及び過去3年間の有害捕獲実績は次の表のとおり。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	300	300	300
サル	30	30	30
アナグマ ハクビシン	30	30	30

対象鳥獣	有害捕獲実績			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
イノシシ	112	148	102	121
ニホンジカ	127	70	114	104
サル	8	8	28	15
アナグマ ハクビシン	2	1	1	1

捕獲等の取組内容	
イノシシ	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護地区を除く。） 1回の申請につき12ヶ月以内。
ニホンジカ	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき12ヶ月以内。
サル	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき6ヶ月以内。
アナグマ・ハクビシン	わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき3ヶ月以内。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を使用する捕獲の実施の予定はないが、対策上有効と認められる場合は使用について検討する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
松崎町内	権限移譲済み対象鳥獣 カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ類、ムクドリ、カラス類、カワラバト（ドバト）、ノウサギ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ノイヌ、ノネコ、サル、タイワンリス、ヌートリア、タヌキ、キツネ、モグラ（省令別表第2に掲げるものを除く。）、ネズミ、アライグマ（省令第78条第1項の表に掲げるもの及び省令別表第2に掲げるものを除く。）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 個別に申請があったものに対し、町単独で補助金を交付。 (補助率 1/2、限度額 150 千円)		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置に必要な原材料購入に対する補助	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置に必要な原材料購入に対する補助	電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置に必要な原材料購入に対する補助
備考	予算 1,200 千円 町単独事業	予算 1,200 千円 町単独事業	予算 1,200 千円 町単独事業

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	集落点検を含む総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施	集落点検を含む総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施	集落点検を含む総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

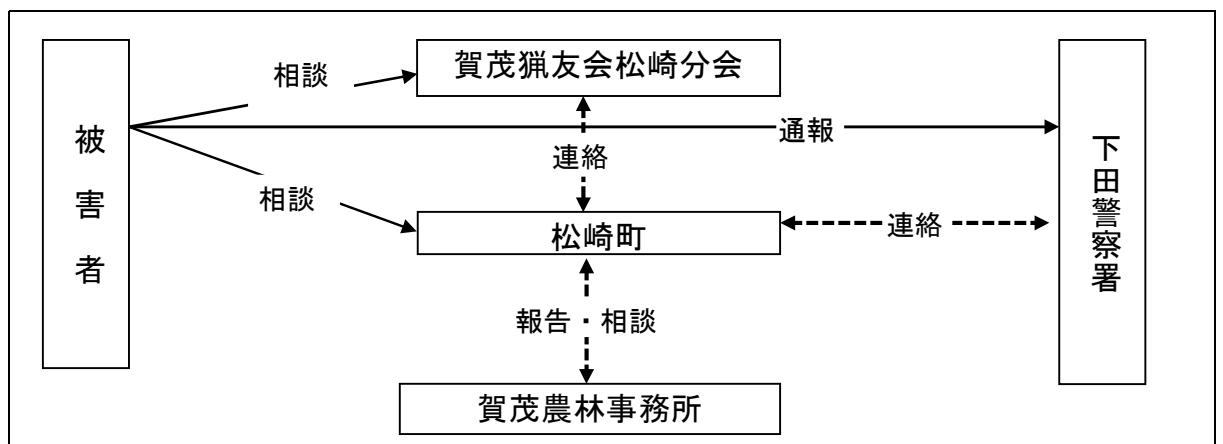
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施
令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施
令和10年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	総合的な鳥獣被害対策に関する研修会を実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松崎町役場	現場対応と関係機関に連絡
下田警察署	現場対応
賀茂猟友会松崎分会	情報提供
賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処分または自家消費している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して方策を検討する。
ペットフード	町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して方策を検討する。
皮革	町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して方策を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術 研究等)	町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して方策を検討する。

(2) 処理加工施設の実施

現在は、捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処分または自家消費しているが、町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して設置について検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

人材育成については、食肉加工処理施設等が整備されていない状況であるため、必要に応じて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松崎町野猿等対策協議会 (設立年月日：平成2年)
構成機関の名称	役割
富士伊豆農業協同組合	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、農業者への指導、農作物被害情報の収集を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
コミュニティづくり推進連絡協議会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、情報提供と被害対策への協力を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町農業委員会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、情報提供と被害対策への協力を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
伊豆森林組合	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、情報提供と被害対策への協力を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町農業振興会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、情報提供と被害対策への協力を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
賀茂猟友会松崎分会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、捕獲指導及び駆除を実施し、もって健全な農林業の振興を図る。
伊豆森林管理署	松崎町内の国有林内における有害鳥獣による被害に対し、情報提供と被害対策への協力を行い、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、協議会の運営、被害対策、調査等を実施し、もって健全な農林業の振興を図る。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊ミーティング	賀茂地域における情報共有と被害対策の実施
下田警察署	住宅地での捕獲協力、情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 31 年 4 月 1 日より松崎町鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は、松崎町職員のうちから町長が任命する。隊長は産業建設課長をもって充て、副隊長は、産業係長をもって充てる。

活動内容

- ・ 松崎町鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣の駆除に関する業務
- ・ 対象鳥獣を追い払う活動に関する業務
- ・ 対象鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民への啓発と共同作業

- ・ 動物の習性や各法の下での捕獲の講習・説明会による啓発活動。
- ・ 農作物残渣や生活ごみなど、餌になるものの管理についての説明。
- ・ 町内各集落と連携、協力して捕獲及び防除体制を整備する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 捕獲対策等に関して国・県と情報交換を図る。
- ・ 猟友会と連携を行い、町民の生命や身体に対する危害の発生を防止するための情報収集を行っていく。
- ・ 町民・農業者に対し、電気柵の適切な設置方法や安全点検等の普及活動を行い、事故防止に努める。